

# 公益社団法人京のふるさと産品協会令和3年度第3回理事会次第

日時：令和4年3月14日（月）14時～

場所：協会執務室内

## 1 開 会

## 2 議 事

### [報告事項]

- (1) 令和3年度法人運営に関する事項
- (2) 令和3年度業務の実施状況
- (3) 理事長（代表理事）・業務執行理事の業務執行状況報告
- (4) その他

### [協議事項]

- (1) 令和4年度事業計画及び収支予算について
- (2) 令和4年度会費の賦課・徴収方法について
- (3) 諸規程の一部改正について
  - ア 会費等に関する規程
  - イ 事務局規程
  - ウ 就業規程
  - エ 会計処理規程
- (4) その他

## 3 閉 会

# 協議事項 1 令和4年度事業計画及び収支予算について

## I 事業計画

### <全体方針>

コロナの影響による消費者の行動変容・流通変化、地域ブランドを強化する他産地との競争激化に対応し、「オンリーワンを目指す攻めのブランド推進事業」の取組強化と「生産者を下支えする農産物価格安定対策事業」を関係機関と連携して推進します。

### **ブランド推進事業**

#### <方針>

#### ●オール京都で生産者と消費者をつなぐ取組を展開

京都府、JAグループ京都、漁協及び流通・料理関係者等と連携しながら、①ブランド認証 ②情報収集・提供 ③普及啓発 ④相談・指導の4本柱で事業を展開し、生産者と消費者をつなぐ取組を継続・強化します。

#### ●消費者の行動変容・流通変化に適応したPR強化

コロナの影響による消費者の行動変容・流通の変化に適応し、リアルとデジタル手法双方の長所を生かし、レシピサイト等を活用した消費者への食べ方紹介の強化、消費者参加型PRの強化を行います。

#### ●ブランド力の強化

京のブランド製品の付加価値・市場評価の向上に向けた取組を、関係機関と連携・推進し、府内産農林水産物の流通販売強化の先導役を果たせるよう努めます。事業の推進にあたっては、JAグループ京都の「儲かる農業」確立の取組と連携するとともに、PDCAにより進行管理します。

#### <事業内容>

##### 1 ブランド認証事業

##### ○ブランド品目・産地の取組支援

- ・ブランド認証産地の管理に努め、関係機関と連携して産地の取り組みを支援
- ・ブランド認証品目の円滑な流通・消費拡大に向けた資材（赤帯袋等）整備等支援
- ・ブランド認証品目拡大に向けた関係機関と意見交換等

##### ○ブランド認証の実施・指導（京マークの管理、審査の実施、認証審査会の運営）

- ・京野菜をはじめとした農林水産物ブランド認証制度の適正な運営
- ・安心・安全を担保する京都こだわり生産認証制度の適正な運用、検査を関係機関と連携して実施
- ・カテゴリーごと（京野菜・水産物等）のパンフレットでPR強化

##### ○市場検品調査の実施

- ・JA全農京都と連携し市場検品調査（毎週2回）
- ・調査結果を府指導機関・JA等へフィードバックし、産地の品質管理を支援

## 2 情報収集・提供事業

### ○消費者の行動変容・流通変化に適応した事業展開（強化）

- ・消費者・料理店・流通・生産者をつなぐため多様な媒体で情報発信  
消費者・小売店・料理店・産地のつなぐため、情報誌「元気印」、「元気印ミニ」、ホームページ・SNS・YouTube等、ターゲットに合わせ、紙・デジタル両媒体で、京野菜等のこだわりなど産地情報の提供・PRを強化（企画充実・回数増加）
- ・流通・料理店関係者に向けオンライン等での情報発信強化  
京野菜等のこだわりを産地から生で伝え、料理店等から好評の「オンライン産地見学会」を、より魅力ある企画・分かりやすい情報提供方法にブラッシュアップして本格実施  
YouTubeでも好評であることから、「百聞は一見にしかず」の産地見学会の動画・写真等のコンテンツを流通関係者向けPRにも活用する手法を試行・開発
- ・消費者参加型のPR方法を開拓  
消費者、特に若い世代の視点から、京野菜等の栄養・健康機能性・料理特性等新たな価値を情報発信・PRする方法を開拓
- ・高級量販店等販路開拓に向け、消費者ニーズに即したPR  
「簡単・早い・おいしい」料理レシピを開発・動画作成  
高級量販店を販路開拓し、動画放映モニターを設置・顧客アピール  
出荷計画に連動し、店頭・携帯で情報発信
- ・マスコミを通じたPR  
TV・新聞・雑誌等のマスコミから京野菜等の問合せ、情報提供の依頼に「京のブランド産品」の広告塔として対応・PR  
新聞・雑誌等にブランド産品広告掲載
- ・首都圏に「京の食材マーケット開拓員」を引き続き設置し、協会の取組を市場・店舗に働きかけるとともに、情報の収集とフィードバックを行います。

## 3 普及啓発事業

### ○消費者の行動変容・流通変化に適応した事業展開（強化）（再掲）

上記2に同じ

### ○販売店と連携した京のブランド産品PR活動の展開

- ・ブランド京野菜等の消費拡大に向け、多様な取り組み（京野菜マルシェ、セミナーや料理教室と連携した販売促進、動画放映モニター提供等）をパッケージにした企画を販売店に提案

### ○京都府農林水産フェスティバルの開催

50回目となる『「おいしい京都」大収穫祭～京都府農林水産フェスティバル2022』を新型コロナウイルス感染対策に万全を期して開催（感染状況に応じて対応）

## 4 相談・指導事業

- ・府内各地域でのイベント、研修会等へ京野菜マイスター等の講師派遣を行うとともに各種生産出荷対策会議に出席し、助言を行います。
- ・生産者・JA関係者が行う市場調査や研修活動に対して必要な支援を行います。

## 農産物価格安定対策事業

### <令和4年度実施方針>

#### ●農業経営・農産物生産の安定につなげる事業実施

府内生産者の農業経営を下支えし、再生産を確保することにより、農産物の安定生産を図るとともに、消費者に農産物の安定供給を図ることを目的とする農産物価格安定対策事業の果たす役割は大きいものがあります。

このため、農産物の市場・産地価格等が一定水準以下に低下した時に生産者に補給金を交付する農産物価格安定対策事業を引き続き実施します。

#### ●産地の形成・維持・拡大に向けた事業PR

現場への価格安定対策事業内容のPRに努め、生産者が価格保証により生産・出荷を安心して進められる環境づくりをすることで、産地の形成・維持・拡大に繋がるよう、関係機関と連携して取り組みます。

### <事業内容>

#### 1 野菜等経営安定対策事業（京都府独自制度）

\*（ ）:前年度

品目数	産地数	業務区分	交付予約数量
13 (13)	31 (31)	48 (48)	野菜1,000トン(1,097トン)、 花き710千本(871千本)

(参考) 各産地に見合う保証基準額を毎年設定して事業を実施することで、わずかな単価変動にも対応できるようにしています。

事業全体の申込数量は若干減少傾向ですが、新規産地の加入も続いており、一部の事業継続産地では申込数量が増加しています。

#### 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（国制度）

\*（ ）:前年度

品目数	産地数	業務区分	交付予約数量
3 (3)	4 (4)	5 (5)	825トン (970トン)

(参考) 近年の気候変動の中で、交付予約数量と出荷実績数量とのかい離のある産地については、行政の指導を踏まえ交付予約数量の見直しを行います。

#### 3 野菜計画生産出荷促進対策特別事業（京都府独自制度）

\*（ ）:前年度

品目数	産地数	業務区分	交付予約数量
2 (2)	4 (4)	5 (5)	969トン (1,075トン)

(参考) 2の事業の加入産地において計画的に生産出荷が行われた場合に補給金を上乗せして交付する事業です。

#### 4 豆類価格安定対策事業（京都府独自制度）

\* ( ) :前年度

品目	産地数	業務区分	交付予約数量
黒大豆	5 (5)	9 (9)	101トン (100トン)
小豆	10 (12)	14 (18)	67トン (64トン)

(参考) 近年、気候変動による被害等がありますが、多くの産地においては、交付予約数量を前年並みの現状維持としています。

#### 5 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業（指定野菜価格安定対策事業）（国制度）

(独) 農畜産業振興機構が指定野菜価格安定対策資金を造成する場合において、生産者補給交付金として交付することを条件として、京都府負担額を協会を通じて機構に納付します。

(参考)

\* ( ) :前年度

品目	産地数	業務区分	出荷団体
夏秋なす	1 (1)	2 (2)	全農京都府本部

#### 6 大規模契約栽培産地育成強化推進支援事業に係る事務支援（国制度）

加工・業務用野菜を中心に国内産が需要に答えきれていない品目について、作型の作付け拡大等を推進することを目的に、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む産地を(独)農畜産業振興機構が支援する事業です。

協会は、この事業の円滑化のため、事業実施主体の事務支援を行います。

### <重点的取り組み>

#### (1) 収入保険制度との重複加入チェック体制の強化

国の収入保険制度補給金との重複加入の特例期間は1年間でしたが、制度改正により、令和4年1月1日以後に開始する保険関係から2年間に延長されました。

このため、生産者が価格安定対策事業に加入する段階と関係団体での申込手続き段階の2段階で点検を行うなどチェック体制を強化し、適切な事業運営を行っていきます。

#### (2) 価格安定対策事業についての取組啓発

価格安定対策事業の活用により産地形成・維持・拡大につながるよう、各関係団体間の情報共有と生産者へのPRに努めます。

## 令和4年度農産物価格安定対策事業計画総括表

事業名		産地数	業務区分数	交付予約数量 (トン・千本)
野菜等経営安定対策事業	野菜(トン)	28	45	1,000
	花き(千本)	3	3	710
特定野菜等供給育成価格差補給事業	野菜(トン)	4	5	825
野菜計画生産出荷促進対策特別事業	野菜(トン)	4	5	969
豆類価格安定対策事業	豆類(トン)	15	23	168
合 計	野菜豆計(トン)	51	78	2,962
	花き計(千本)	3	3	710

※当協会が事業実施主体となっている事業分のみを記載。

# 1 野菜等経営安定対策事業

区分	対象野菜（野菜）	作型	交付予約数量	作付面積	契約出荷団体	産地名
		業務区分数	〔トン・千本〕	(a)		
更新	ねぎ（九条ねぎ）	春	249.0	622.0	京都やましろ	八幡市
	ねぎ（九条ねぎ）	秋冬	5.4	50.0	京都やましろ	八幡市
	みず菜	春まき	4.4	51.4	京都やましろ	宇治田原町
	みず菜	夏まき	5.1	64.6	京都やましろ	宇治田原町
	みず菜	秋冬まき	8.1	85.1	京都やましろ	宇治田原町
	きゅうり	10-12月	15.1	50.2	京都やましろ	宇治田原町
	青とうがらし	普通	8.6	50.0	京都やましろ	精華町
	万願寺とうがらし	半促成	85.7	327.5	京都やましろ	やましろ広域
	ねぎ（九条ねぎ）	春まき	28.0	140.0	京都やましろ	やましろ広域
	ねぎ（九条ねぎ）	夏まき	21.0	105.0	京都やましろ	やましろ広域
	ねぎ（九条ねぎ）	秋冬まき	21.0	105.0	京都やましろ	やましろ広域
	花菜	冬春	9.6	257.0	京都やましろ	やましろ広域
	花菜	冬春	3.3	78.0	京都やましろ	和束町
	青とうがらし	普通	8.2	60.5	京都	京都市
	青とうがらし	普通	15.6	58.6	京都	南丹市
	黒大豆えだまめ	普通	8.4	209.5	京都	南丹市
	みず菜	春まき	32.4	312.2	京都	南丹市
	みず菜	夏まき	23.3	301.8	京都	南丹市
	みず菜	秋冬まき	28.5	312.7	京都	南丹市
	ねぎ（九条ねぎ）	夏	3.0	52.0	京都	南丹市
	ねぎ（九条ねぎ）	秋冬	4.3	51.0	京都	南丹市
	壬生菜	春まき	12.8	144.7	京都	南丹市
	壬生菜	夏まき	11.6	142.5	京都	南丹市
	壬生菜	秋冬まき	22.7	137.2	京都	南丹市
	しゅんぎく	秋冬	6.1	127.2	京都	南丹市
	しゅんぎく	冬春	13.1	117.3	京都	南丹市
	ほうれんそう	春	4.2	103.7	京都	京丹波町
	ほうれんそう	夏秋	6.6	134.6	京都	京丹波町
	ほうれんそう	冬春	6.5	107.0	京都	京丹波町
	みず菜	春まき	5.0	75.2	京都	京丹波町
	みず菜	夏まき	5.6	79.7	京都	京丹波町
	みず菜	秋冬まき	4.8	57.3	京都	京丹波町
	きゅうり	7-9月	50.2	111.0	京都	福知山市
	みず菜	秋冬まき	8.8	73.7	京都	京丹後市
	賀茂なす	普通	6.5	50.0	京都	京丹後市
	ブロッコリー	秋冬	5.6	116.0	京都	京丹後市
	みず菜	春まき	1.3	50.0	京都	伊根町
	みず菜	秋冬まき	3.0	50.0	京都	伊根町
	ねぎ（九条ねぎ）	4-9月	8.7	98.3	京都	伊根町
	ねぎ（九条ねぎ）	10-3月	6.5	62.6	京都	伊根町
	黒大豆えだまめ	普通	5.6	158.6	京都にのくに	福知山市
	万願寺とうがらし	普通	47.0	142.3	京都にのくに	福知山市
	万願寺とうがらし	普通	104.3	289.6	京都にのくに	舞鶴市
	黒大豆えだまめ	普通	2.2	72.0	京都にのくに	綾部市
	万願寺とうがらし	普通	63.4	192.1	京都にのくに	綾部市
野菜小計		45	1,000.1	6,036.7		

区分	対象野菜（花き）	作型	交付予約数量	作付面積	契約出荷団体	産地名
		業務区分数	〔トン・千本〕	(a)		
更新	コギク	7-9月	55.3	30.0	京都	福知山市
	コギク	6-8月	51.1	30.0	京都	宮津市
	コギク	7-9月	603.3	194.0	京都	京丹後市
	花き小計	3	709.7	254.0		
	野菜小計	45	1,000.1	6,036.7		
花き小計	3	709.7	254.0			
合計		48	1,709.8	6,290.7		

## 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(指定野菜供給産地育成価格差補給事業)

区分	対象野菜	対象JA	対象産地	出荷期間	交付予約数量 〔トン〕
短縮	春キャベツ	京都中央	伏見	4/1~5/15	103.0
短縮	春キャベツ	京都市、京都中央	伏見	5/16~6/30	253.0
短縮	夏秋きゅうり	京都やましろ	宇治田原	7/1~9/30	140.0
短縮	夏秋なす	京都中央	大原野、向日・長岡京	7/1~9/30	276.0
短縮		京都中央	大原野、向日・長岡京	10/1~11/30	53.0
合計					825.0

## 3 野菜計画生産出荷促進対策特別事業

区分	対象野菜	対象JA	対象産地	出荷期間	交付予約数量 〔トン〕
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業					
	夏秋きゅうり	京都やましろ	宇治田原	7/1~9/30	140.0
	夏秋なす	京都中央	大原野、向日・長岡京	7/1~9/30	276.0
		京都中央	大原野、向日・長岡京	10/1~11/30	53.0
小計					469.0
指定野菜価格安定対策事業					
	夏秋なす	京都やましろ	京やましろ	7/1~9/30	400.0
		京都やましろ	京やましろ	10/1~11/30	100.0
小計					500.0
合計					969.0



#### 4 豆類価格安定対策事業

区分	対象豆類	契約出荷団体	産地名	出荷期間	交付予約数量 [Kg]	
更 新	黒大豆	京都	京丹波町丹波	11/1~12/31	1,287.0	
	黒大豆	京都	京丹波町丹波	1/1~3/31	14,977.0	
	黒大豆	京都	京丹波町和知	11/1~12/31	43,887.0	
	黒大豆	京都	京丹波町和知	1/1~3/31	7,881.0	
	黒大豆	京都	京丹後市久美浜町	1/1~3/31	9,576.0	
	黒大豆	京都にのくに	福知山市夜久野町	11/1~12/31	215.0	
	黒大豆	京都にのくに	福知山市夜久野町	1/1~3/31	215.0	
	小豆	京都	京都市右京区京北	11/1~12/31	638.0	
	小豆	京都	南丹市日吉町	11/1~12/31	2,593.0	
	小豆	京都	京丹波町丹波	11/1~12/31	8,189.0	
	小豆	京都	京丹波町瑞穂	11/1~12/31	20,110.0	
	小豆	京都	福知山市	11/1~12/31	16,090.0	
	小豆	京都にのくに	綾部市	11/1~12/31	2,210.0	
	小豆	京都にのくに	福知山市三和町	11/1~12/31	300.0	
	小豆	京都にのくに	福知山市三和町	1/1~3/31	300.0	
	小豆	京都にのくに	舞鶴市	11/1~12/31	1,870.0	
	継 続	黒大豆	京都	南丹市日吉町	11/1~12/31	12,013.0
黒大豆		京都	京丹後市久美浜町	11/1~12/31	10,629.0	
小豆		京都	亀岡市	11/1~12/31	7,025.0	
小豆		京都	福知山市	1/1~3/31	1,213.0	
小豆		京都	宮津市	11/1~12/31	1,696.0	
小豆		京都にのくに	綾部市	1/1~3/31	2,210.0	
小豆		京都にのくに	舞鶴市	1/1~3/31	3,130.0	
黒大豆合計					100,680.0	
小豆合計					67,574.0	
総合計					168,254.0	

## Ⅱ 収支予算

### 収支予算書(損益ベース)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	( 20,972 )	( 21,152 )	( Δ180 )
正会員受取会費	20,892	21,072	Δ180
賛助会員受取会費	80	80	-
受取補助金等	( 60,060 )	( 56,347 )	( 3,713 )
受取ブランド推進事業補助金	46,423	41,720	4,703
受取野菜等経営安定対策事業 交付準備金	11,911	13,591	Δ1,679
受取特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業交付準備金	1,424	738	686
受取野菜計画生産出荷促進対策 特別事業交付準備金	280	280	-
受取豆類価格安定対策事業交付 準備金	22	18	4
受取助成金等	( 2,850 )	( 1,478 )	( 1,372 )
受取特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業交付助成金	2,850	1,478	1,372
受取負担金	( 19,957 )	( 21,347 )	( Δ1,389 )
受取負担金1号	11,911	13,591	Δ1,679
受取負担金3号	1,424	738	686
受取負担金5号	22	18	4
受取分担金	6,600	7,000	Δ400
雑収益	( 232 )	( 432 )	( Δ200 )
受取利息	12	32	Δ20
雑収益	220	400	Δ180
経常収益計	104,072	100,757	3,315
(2) 経常費用			
事業費	( 98,746 )	( 95,280 )	( 3,466 )
役員報酬	5,250	5,625	Δ375
給料手当	17,877	19,794	Δ1,917
賃金	1,512	1,900	Δ388
諸謝金	580	530	50
福利厚生費	11	11	-
法定福利費	4,214	3,851	362
保険料	88	68	20
会議費	550	553	Δ3
旅費	2,042	1,930	112
通信運搬費	2,136	1,010	1,126
減価償却費	482	344	137
消耗品費	473	429	44
印刷資料費	8,144	6,703	1,441
光熱水費	270	270	-
賃借料	3,141	2,811	330

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額
支払手数料	1,141	1,182	△41
支払助成金	750	750	-
委託料	9,327	7,769	1,557
広告宣伝費	9,394	7,777	1,617
支払負担金	1,509	1,509	-
支払補助金等			
支払野菜等経営安定対策事業 交付準備金	23,822	27,182	△3,359
支払特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業交付準備金	5,699	2,955	2,744
支払野菜計画生産出荷促進対策 特別事業交付準備金	280	280	-
支払豆類価格安定対策事業交付準備金	44	36	8
雑費	1	2	0
管理費	( 5,924 )	( 5,939 )	( △15 )
役員報酬	1,840	1,965	△125
給料手当	2,218	2,248	△30
福利厚生費	163	3	160
法定福利費	585	598	△12
保険料	27	4	22
会議費	58	24	33
旅費	11	9	2
通信運搬費	52	52	-
減価償却費	116	118	△2
消耗品費	11	11	-
印刷資料費	11	21	△10
光熱水費	54	54	-
賃借料	483	483	-
支払手数料	208	217	△8
委託料	76	125	△48
租税公課	2	-	2
支払負担金	3	2	1
雑費	1	0	0
經常費用計	104,671	101,219	3,451
評価損益等調整前当期經常増減額	△598	△462	△135
評価損益等計	-	-	-
当期經常増減額	△598	△462	△135
2. 經常外増減の部			
經常外収益計	-	-	-
(2) 經常外費用			
經常外費用計	-	-	-
他会計振替額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△598	△462	△135
一般正味財産期首残高	10,782	11,245	△462
一般正味財産期末残高	10,184	10,782	△598
一般正味財産への振替額	-	-	-
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	10,184	10,782	△598

# 正味財産増減予算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引 消去	合計
	ブランド 推進事業	価格安定 対策事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
受取会費	8,449	8,369		16,818	4,154		20,972
正会員受取会費	8,369	8,369		16,738	4,154		20,892
賛助会員受取会費	80	-		80	-		80
受取補助金等	43,623	14,687		58,310	1,750		60,060
受取ブランド推進事業補助金	43,623	1,050		44,673	1,750		46,423
受取野菜等経営安定対策事業交付準備金	-	11,911		11,911	-		11,911
受取特定野菜等供給産地育成価格差補給事業交付準備金	-	1,424		1,424	-		1,424
受取野菜計画生産出荷促進対策特別事業交付準備金	-	280		280	-		280
受取豆類価格安定対策事業交付準備金	-	22		22	-		22
受取助成金等	-	2,850		2,850	-		2,850
受取特定野菜等供給産地育成価格差補給事業交付助成金	-	2,850		2,850	-		2,850
受取負担金	6,600	13,357		19,957	-		19,957
受取負担金1号	-	11,911		11,911	-		11,911
受取負担金3号	-	1,424		1,424	-		1,424
受取負担金5号	-	22		22	-		22
受取分担金	6,600	-		6,600	-		6,600
雑収益	202	9		211	21		232
受取利息	2	9		11	1		12
雑収益	200	-		200	20		220
<b>経常収益計</b>	<b>58,874</b>	<b>39,273</b>		<b>98,147</b>	<b>5,925</b>		<b>104,072</b>
(2) 経常費用							
事業費	(58,955)	(39,791)		(98,746)			(98,746)
役員報酬	4,200	1,050		5,250			5,250
給料手当	10,478	7,399		17,877			17,877
賃金	1,512	-		1,512			1,512
諸謝金	580	-		580			580
福利厚生費	4	7		11			11
法定福利費	2,987	1,227		4,214			4,214
保険料	81	6		88			88
会議費	550	-		550			550
旅費	2,042	-		2,042			2,042
通信運搬費	2,126	9		2,136			2,136

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引 消去	合計
	ブランド 推進事業	価格安定 対策事業	共通	小計			
減価償却費	477	5		482			482
消耗品費	466	6		473			473
印刷資料費	8,144	-		8,144			8,144
光熱水費	249	20		270			270
賃借料	3,062	79		3,141			3,141
支払手数料	1,099	41		1,141			1,141
支払助成金	750	-		750			750
委託料	9,235	91		9,327			9,327
広告宣伝費	9,394	-		9,394			9,394
支払負担金	1,509	-		1,509			1,509
支払補助金等							
支払野菜等経営安定対策事業交 付準備金	-	23,822		23,822			23,822
支払特定野菜等供給産地育成価 格差補給事業交付準備金	-	5,699		5,699			5,699
支払野菜計画生産出荷促進対策 特別事業交付準備金	-	280		280			280
支払豆類価格安定対策事業交 付準備金	-	44		44			44
雑費	1	-		1			1
管理費					(5,924)		(5,924)
役員報酬					1,840		1,840
給料手当					2,218		2,218
福利厚生費					163		163
法定福利費					585		585
保険料					27		27
会議費					58		58
旅費					11		11
通信運搬費					52		52
減価償却費					116		116
消耗品費					11		11
印刷資料費					11		11
光熱水費					54		54
賃借料					483		483
支払手数料					208		208
委託料					76		76
租税公課					2		2
支払負担金					3		3
雑費					1		1
<b>経常費用計</b>	<b>58,955</b>	<b>39,791</b>		<b>98,746</b>	<b>5,924</b>		<b>104,671</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	△81	△517		△598	0		△598
評価損益等計	-	-		-	-		-
当期経常増減額	△81	△517		△598	0		△598

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引 消去	合計
	ブランド 推進事業	価格安定 対策事業	共通	小計			
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	-	-		-	-		-
(2) 経常外費用							
経常外費用計	-	-		-	-		-
当期経常外増減額	-	-		-	-		-
他会計振替額	-	-		-	-		-
当期一般正味財産増減額	△81	△517		△598	0		△598
一般正味財産期首残高	△1,870	△14,626		△16,497	27,280		10,782
一般正味財産期末残高	△1,952	△15,144		△17,096	27,280		10,184
II 指定正味財産増減の部							
一般正味財産への振替額	-	-		-	-		-
当期指定正味財産増減額	-	-		-	-		-
指定正味財産期首残高	-	-		-	-		-
指定正味財産期末残高	-	-		-	-		-
III 正味財産期末残高	△1,952	△15,144		△17,096	27,280		10,184

## 協議事項 2 令和4年度会費の賦課・徴収方法について

(総会決議事項)

定款第7条の規定及び会費等に関する規程により、令和4年度協会事業実施のため、下記により会費を徴収する。

### 1 ブランド推進事業関係会費

(定款第4条第1項第1号に規定するブランド推進事業関係会費)

総 額 7,620,000 円

#### (1) 賦課方法

京都府、JA連合会、JA及びその他連合会・会員にあっては、次の額をそれぞれ負担する。

京 都 府	3,000,000 円
市 町 村	2,700,000 円
J A	1,500,000 円
その他連合会・会員	420,000 円

#### (2) 徴収方法

令和4年10月31日までに徴収する。

### 2 価格安定対策事業関係会費

(定款第4条第1項第2号に規定する価格安定事業関係会費)

総 額 13,272,000 円

#### (1) 賦課方法

京都府にあっては、特別運営費(5,772千円)及び会費の対象となる価格対策管理運営費(全体額7,500千円)の3分の1の額2,500千円、市町村・JA連合会にあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の6分の1の額1,250千円を、JAにあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の3分の1の額2,500千円をそれぞれ負担する。

京 都 府	8,272,000 円
市 町 村	1,250,000 円
J A 連 合 会	1,250,000 円
J A	2,500,000 円

#### (2) 徴収方法

令和4年10月31日までに徴収する。

### 3 賛助会員会費

(定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費)

#### (1) 賦課方法

1団体当たり 20,000円以上

#### (2) 徴収方法

既加入団体にあつては、令和4年10月31日までに徴収し、新規加入団体にあつては、入会后速やかに徴収する。

## 【参 考】

### <農産物価格安定対策事業負担金>

#### 1 野菜等経営安定対策事業負担金

負担金14,309,495円は、令和4年度において見込まれる交付予約数量野菜1,000トン、花き710千本に係る業務方法書第6条第2項に規定する造成資金と令和3年度末残資金との差額であって、野菜等経営安定対策事業に係る交付準備金とすることを指定した負担金。

##### (1) 賦課方法

業務方法書第6条第2項の規定による。

##### (2) 徴収方法

契約出荷団体、その他の負担金にあつては、京のふるさと産品協会が指定した日までに徴収する。

#### 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金

負担金2,084,000円は、令和4年度において見込まれる交付予約数量825トンに係る業務方法書第30条第2項に規定する造成資金と令和3年度末残資金との差額であって、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る交付準備金とすることを指定した負担金。

##### (1) 賦課方法

業務方法書第30条第2項の規定による。

##### (2) 徴収方法

対象出荷団体、その他の負担金にあつては、京のふるさと産品協会が指定した日までに徴収する。

#### 3 豆類価格安定対策事業負担金

負担金495,000円は、令和4年度において見込まれる交付予約数量168トンに係る業務方法書第75条第2項に規定する造成資金と令和3年度末残資金との差額であって、豆類価格安定対策事業に係る交付準備金とすることを指定した負担金。

##### (1) 賦課方法

業務方法書第75条第2項の規定による。

##### (2) 徴収方法

契約出荷団体、その他の負担金にあつては、京のふるさと産品協会が指定した日までに徴収する。



### 協議事項 3 諸規程の一部改正について

下記の各規程を一部改正する。

記

#### ■改正規程

改正規程	主な改正内容	備考
会費等に関する規程	①京都府酒造組合連合会の会費の変更 ②価格安定対策事業関係会費の記載方法の変更 会費金額を追加記載	総会議決事項
事務局規程	①「ブランド対策部」と「ブランド認証部」を統合 名称は「ブランド対策部」とする ②「この規程に定めるもののほか、組織に関する必要な事項」について、理事会の承認を不要とし、理事長が定めることに変更	
就業規程	①新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、時差出勤の導入 ②書面による労使協定（36協定）の導入 ③「この規程に定めるもののほか、規程の実施に関して必要な事項」について、理事会の承認を不要とし、理事長が定めることに変更 ④その他文言修正	
会計処理規程	①第40条（1）特定資産の記載方法の変更 個々に列挙している各積立資産名を、「理事会の承認に基づき特定の目的のために用途等に制約を課した資産」に変更 ②同上（2）その他固定資産の記載方法の変更 個々に列挙している各資産名を、「特定資産以外で1年以上にわたり使用又は運用される資産で、かつ取得価格が10万円以上の資産」に変更	

■改正案 別添新旧対照表のとおり

公益社団法人京のふるさと産品協会の会費等に関する規程（新旧対照表）

現 行		改 正 案	
別表一 1 ブランド推進事業関係会費		別表 1 ブランド推進事業関係会費	
京都府	3,000,000円	京都府	3,000,000円
農業協同組合連合会	2,700,000円	農業協同組合連合会	2,700,000円
農業協同組合	1,500,000円	農業協同組合	1,500,000円
その他会員（9団体） （京都府森林組合連合会、京都府漁業協同組合、京都府信用漁業協同組合連合会、京都府酒造組合連合会、京都府米食推進協会、京都府青果協会、京都府卸売市場連合会、京都府種苗協会、京都府漬物協同組合）	600,000円	その他会員（9団体） （京都府森林組合連合会、京都府漁業協同組合、京都府信用漁業協同組合連合会、京都府酒造組合連合会、京都府米食推進協会、京都府青果協会、京都府卸売市場連合会、京都府種苗協会、京都府漬物協同組合）	420,000円
別表一 2 価格安定対策事業関係会費		別表 2 価格安定対策事業関係会費	
京都府	特別運営費及び価格安定対策管理運営費の3分の1の額	京都府	特別運営費 5,772,000円 価格安定対策管理運営費の3分の1の額
市町村	価格安定対策管理運営費の6分の1の額	市町村	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 1,250,000円
農業協同組合連合会	価格安定対策管理運営費の6分の1の額	農業協同組合連合会	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 1,250,000円
農業協同組合	価格安定対策管理運営費の3分の1の額	農業協同組合	価格安定対策管理運営費の3分の1の額 2,500,000円
<p>附則 この規程は、令和4年6月 日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>			

## 公益社団法人京のふるさと産品協会の会費等に関する規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、定款第7条に定める会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人京のふるさと産品協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

### （会費）

第2条 定款第7条に規定する正会員又は賛助会員の会費は、次に掲げるものとする。

- (1) 正会員は、別表1及び別表2のとおりとする。
- (2) 賛助会員は、年間20,000円以上とする。

### （会費の納入）

第3条 会員は、毎事業年度の会費をこの法人所定の方法により、10月末までに納入しなければならない。

### （資格喪失に伴う会員の会費納入義務等）

第4条 会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、会員が納入した当該年度において納入した会費については、これを返還しない。

### （補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事会において別に定める。

### （改廃）

第6条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年5月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和4年6月 日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1 ブランド推進事業関係会費

団 体 名	金 額
京都府	3,000,000円
農業協同組合連合会	2,700,000円
農業協同組合	1,500,000円
その他会員（9団体） （京都府森林組合連合会、京都府漁業協同組合、 京都府信用漁業協同組合連合会、京都府酒造組 合連合会、京都府米食推進協会、京都青果協会、 京都府卸売市場連合会、京都府種苗協会、 京都府漬物協同組合）	<u>420,000円</u>

別表2 価格安定対策事業関係会費

団 体 名	適 用
京都府	特別運営費 <u>5,772,000円</u> 価格安定対策管理運営費の3分の1の額 <u>2,500,000円</u>
市町村	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 <u>1,250,000円</u>
農業協同組合連合会	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 <u>1,250,000円</u>
農業協同組合	価格安定対策管理運営費の3分の1の額 <u>2,500,000円</u>



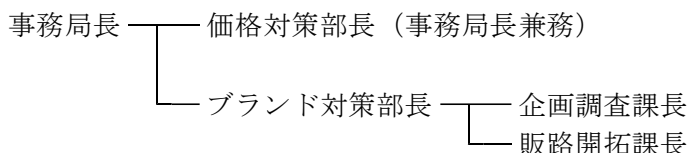
## 公益社団法人京のふるさと産品協会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、公益社団法人京のふるさと産品協会（以下「協会」という。）定款第40条の規定により、事務局の組織について必要な事項を定めるものとする。

（事務局の組織）

第2条 事務局に事務局長を置き、次表左欄に掲げる部を置き、右欄に掲げる課を置く。



（分掌事務）

第3条 前条に規定する部において分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 事務局長

- ア 事務局の総括に関する事
- イ 事務局職員の人事、服務及び給与並びに文書、印章に関する事
- ウ 会費及び負担金の徴収に関する事
- エ 各部の事務分掌に関する事

(2) ブランド対策部

- ア 農林水産物流通に係る情報収集・提供に関する事
- イ 農林水産物の消費啓発に関する事
- ウ ブランド推進事業の相談、指導に関する事
- エ ブランド認証に関する事
- オ 販路開拓に関する事
- カ ブランド推進事業に係る予算、決算及び会計に関する事

(3) 価格対策部

- ア 野菜、花き及び豆類の価格安定事業に関する事
- イ 予算、決算及び会計（ブランド推進事業に係るものを除く。）並びに物品に関する事
- ウ 前各号に掲げるもののほか、ブランド対策部の所管に属さないこと

（第4条～第8条省略）

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、組織に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

公益社団法人京のふるさと産品協会就業規程（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>第1章 総則 第1条 ～ 第4条 (略) 第2章 人事 第5条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(休職の期間) 第9条 前条第1号及び第3号の規定による休職期間は、3年を超えない範囲で理事が定める。 2 前条第2号の規定による休職期間は、その刑事事件が裁判所に係属する期間とする。</p> <p>(復職) 第10条 第9条に規定する休職期間が満了する前に休職事由が消滅したときは、復職を命ずるものとする。ただし、休職期間が満了しても休職事由が引き続き存するときは、退職とする。</p> <p>(定年) 第11条 職員が年齢満60歳に達した日の属する年度末をもって退職とする。ただし、本人が希望し、第12条又は第14条第2号から第6号に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。 2 京都府その他の団体を定年退職後再就職した職員については、別途理事長が定める。</p> <p>(解雇) 第12条 ～ 第14条 (略) 第3章 勤務 (勤務時間) 第15条 職員の勤務時間は、1週間について38時間45分とする。</p>	<p>(略) (略)</p> <p>(休職の期間) 第9条 前条第1号及び第3号の規定による休職期間は、3年を超えない範囲で別に定める。 2 前条第2号の規定による休職期間は、その刑事事件が裁判所に係属する期間とする。</p> <p>(復職) 第10条 <u>理事長は、第9条に規定する休職期間が満了する前に休職事由が消滅したときは、復職を命ずるものとする。ただし、休職期間が満了しても休職事由が引き続き存するときは、退職とする。</u></p> <p>(定年) 第11条 職員が年齢満60歳に達した日の属する年度末をもって退職とする。ただし、本人が希望し、第12条又は第14条第2号から第6号に該当しない者については、<u>年齢満65歳に達した日の属する年度末まで継続雇用する。</u> 2 京都府その他の団体を定年退職後再就職した職員については、<u>別に定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 勤務 (勤務時間) 第15条 職員の勤務時間は、<u>休憩時間を除き1週間については38時間45分、1日については7時間45分とする。</u> 2 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p>

2 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。  
(新設)

(休憩時間)

第16条 休憩時間は、それぞれ次の表のとおりとする。

休憩時間
正午から
午後1時まで

(休日)

第17条

(略)

(時間外及び休日等勤務)

第18条 業務上特に必要がある場合は、第15条及び第17条の規定にかかわらず、勤務時間外又は休日等に勤務させることができる。

2

(新設)

3

(新設)

4

(新設)

(振替)

第19条 休日等に勤務を命じた場合において、必要があると認めるときは、その休日等を他の日に振り替えることができる。

(出張)

第20条 業務上必要がある場合は、職員に対して出張を命ずることができる。

第21条 ～ 第22条

(略)

(病気休暇)

第23条 職員は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。

3 業務の都合上、必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、前項の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。この場合において職員の就業に関して必要な事項は別に定める。

(休憩時間)

第16条 休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(略)

(時間外及び休日等勤務)

第18条 理事長は、業務上特に必要がある場合は、第15条及び第17条の規定にかかわらず、勤務時間外又は休日等に勤務させることができる。

2 前項の場合、法定労働時間を超える勤務又は法定休日等における勤務については、書面による労使協定を締結するとともにこれを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

3 妊娠中の女性、産後1年を経過しない者（以下「妊産婦」という。）であって請求した者及び18歳未満の者については、第2項による時間外労働又は休日若しくは深夜（午後10時から午前5時まで）労働に従事させない。

4 理事長は、災害又はその他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、第1項から前項までの制限を超えて、所定勤務時間外又は休日に労働させることができる。ただし、請求のあった妊産婦については、この限りでない。

(振替)

第19条 理事長は、休日等に勤務を命じた場合において、必要があると認めるときは、その休日等を他の日に振り替えることができる。

(出張)

第20条 理事長は、業務上必要がある場合は、職員に対して出張を命ずることができる。

(略)

(病気休暇)

第23条 職員は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。



2 前項に規定する期間は、1年の範囲内で必要と認められる期間（6月以内に再び同一疾病により休暇を受けるときは、前の期間と通算する。）とする。ただし、公務上の負傷又は疾病の場合は、その都度必要と認められる期間とする。

第24条 病気休暇を得ようとするときは、あらかじめ病気休暇簿（別記様式第2）により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合には、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。

（特別休暇）

第25条

（略）

第26条 特別休暇を得ようとするときは、あらかじめ特別休暇簿（別記様式第3）により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合には、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。

（介護休暇）

第27条

（略）

第28条 介護休暇を得ようとするときは、あらかじめ介護休暇簿（別記様式第4）により理事長の承認を得なければならない。

（振替簿等）

第29条 理事長は、週休日の振替又は半日勤務時間の割り振り変更を行う場合にあっては、週休日振替簿（別記様式第5）により、休日の代休日の指定を行う場合にあっては代休日指定簿（別記様式第6）により行うものとする。

（出勤、遅刻等）

第30条 職員は、定刻までに出勤し出勤簿に押印しなければならない。

2 職員は、遅刻、早退、又は欠勤する場合は、事前に遅刻・早退・欠勤簿（別記様式第7）に所定の事項を記載して承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合には、速やかに理事長の承認を得なければならない。

2 前項に規定する期間は、1年の範囲内で必要と認められる期間とする。（6月以内に再び同一疾病により休暇を受けるときは、前の期間と通算する。）ただし、公務上の負傷又は疾病の場合は、その都度必要と認められる期間とする。

第24条 職員は、病気休暇を得ようとするときは、あらかじめ病気休暇簿（別記様式第2）により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合には、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。

（略）

第26条 職員は、特別休暇を得ようとするときは、あらかじめ特別休暇簿（別記様式第3）により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合には、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。

（略）

第28条 職員は、介護休暇を得ようとするときは、あらかじめ介護休暇簿（別記様式第4）により理事長の承認を得なければならない。

（振替簿等）

第29条 職員は、週休日の振替又は半日勤務時間の割り振り変更を行う場合にあっては、週休日振替簿（別記様式第5）により、休日の代休日の指定を行う場合にあっては代休日指定簿（別記様式第6）により理事長の承認を得なければならない。

（出勤、遅刻等）

第30条 職員は、定刻までに出勤し出勤簿に押印しなければならない。

2 職員は、遅刻、早退、又は欠勤する場合は、事前に遅刻・早退・欠勤簿（別記様式第7）に所定の事項を記載して理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合には、速やかに理事長の承認を得なければならない。

<p>第4章 給与 (略)</p> <p>第31条 服務</p> <p>第32条 ～ 第33条 表彰及び懲戒</p> <p>第34条 ～ 第36条 (懲戒の方法)</p> <p>第37条 懲戒は、事情の軽重に従い、それぞれ次の各号に定める方法により行う。</p> <p>(1) 訓戒、文書注意又は口頭注意 職員を戒め、反省を求め、注意を喚起するための事実上の措置として、訓戒、文書注意又は口頭注意を行うことができる。</p> <p>(2) 戒告 始末書をとる戒める。</p> <p>(3) 減給 1日以上6箇月以下の期間、給料の月額10分の1以下に相当する額を給与から減ずる。</p> <p>(4) 停職 1日以上6箇月以下の期間、職務に従事させない。 なお、この期間において、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(5) 免職 第12条の規定にかかわらず予告期間を設けずに解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の30日分）を支給しない。</p> <p>2 前項の処分は、口頭注意を除きその旨を記載した文書を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>第7章 保健衛生及び福利厚生、第8章 損害賠償</p> <p>第38条 ～ 第42条 (略)</p> <p>第9章 補則 (その他)</p> <p>第43条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(懲戒の方法)</p> <p>第37条 懲戒は、事情の軽重に従い、それぞれ次の各号に定める方法により行う。</p> <p>(1) 訓戒、文書注意又は口頭注意 職員を戒め、反省を求め、注意を喚起するための事実上の措置として、訓戒、文書注意又は口頭注意を行うことができる。</p> <p>(2) 戒告 始末書をとる戒める。</p> <p>(3) 減給 1日以上6箇月以下の期間、給料の月額10分の1以下に相当する額を給与から減ずる。</p> <p>(4) 出勤停止 1日以上6箇月以下の期間、職務に従事させない。 なお、この期間において、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(5) 懲戒解雇 第12条の規定にかかわらず予告期間を設けずに解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の30日分）を支給しない。</p> <p>2 前項の処分は、口頭注意を除きその旨を記載した文書を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第9章 補則 (その他)</p> <p>第43条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。</p>
	<p><b>附 則</b></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

## 公益社団法人京のふるさと産品協会就業規程（案）

（第1条から第8条省略）

（休職の期間）

第9条 前条第1号及び第3号の規定による休職期間は、3年を超えない範囲で別に定める。

2 前条第2号の規定による休職期間は、その刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

（復職）

第10条 理事長は、第9条に規定する休職期間が満了する前に休職事由が消滅したときは、復職を命ずるものとする。ただし、休職期間が満了しても休職事由が引き続き存するときは、退職とする。

（定年）

第11条 職員が年齢満60歳に達した日の属する年度末をもって退職とする。ただし、本人が希望し、第12条又は第14条第2号から第6号に該当しない者については、年齢満65歳に達した日の属する年度末まで継続雇用する。

2 京都府等他の団体を定年退職後再就職した職員については、別に定める。

（第12条から第14条省略）

### 第3章 勤務

（勤務時間）

第15条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間については38時間45分、1日については7時間45分とする。

2 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 業務の都合上、必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、前項の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。この場合において職員の就業に関して必要な事項は別に定める。

（休憩時間）

第16条 休憩時間は、正午から午後1時までとする。

（第17条省略）

（時間外及び休日等勤務）

第18条 理事長は、業務上特に必要がある場合は、第15条及び第17条の規定にかかわらず、勤務時間外又は休日等に勤務させることができる。

2 前項の場合、法定労働時間を超える勤務又は法定休日等における勤務については、書面による労使協定を締結するとともにこれを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

3 妊娠中の女性、産後1年を経過しない者（以下「妊産婦」という。）であつて請求した者及び18歳未満の者については、第2項による時間外労働又は休日若しくは深夜

(午後10時から午前5時まで) 労働に従事させない。

4 理事長は、災害又はその他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、第1項から前項までの制限を超えて、所定勤務時間外又は休日に労働させることができる。ただし、請求のあった妊産婦については、この限りでない。

(振替)

第19条 理事長は、休日等に勤務を命じた場合において、必要があると認めるときは、その休日等を他の日に振り替えることができる。

(出張)

第20条 理事長は、業務上必要がある場合は、職員に対して出張を命ずることができる。

(第21条から第22条省略)

(病気休暇)

第23条 職員は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。

2 前項に規定する期間は、1年の範囲内で必要と認められる期間とする。(6月以内に再び同一疾病により休暇を受けるときは、前の期間と通算する。)

ただし、公務上の負傷又は疾病の場合は、その都度必要と認められる期間とする。

第24条 職員は、病気休暇を得ようとするときは、あらかじめ病気休暇簿(別記様式第2)により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。

(第25条省略)

第26条 職員は、特別休暇を得ようとするときは、あらかじめ特別休暇簿(別記様式第3)により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。

(第27条省略)

第28条 職員は、介護休暇を得ようとするときは、あらかじめ介護休暇簿(別記様式第4)により理事長の承認を得なければならない。

(振替簿等)

第29条 職員は、週休日の振替又は半日勤務時間の割り振り変更を行う場合にあっては週休日振替簿(別記様式第5)により、休日の代休日の指定を行う場合にあっては代休日指定簿(別記様式第6)により理事長の承認を得なければならない。

(出勤、遅刻等)

第30条 職員は、定刻までに出勤し出勤簿に押印しなければならない。

- 2 職員は、遅刻、早退、又は欠勤する場合は、事前に遅刻・早退・欠勤簿（別記様式第7）に所定の事項を記載して理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、速やかに理事長の承認を得なければならない。

（第31条から第36条省略）

（懲戒の方法）

第37条 懲戒は、事情の軽重に従い、それぞれ次の各号に定める方法により行う。

（1）訓戒、文書注意又は口頭注意

職員を戒め、反省を求め、注意を喚起するための事実上の措置として、訓戒、文書注意又は口頭注意を行うことができる。

（2）戒告 始末書を取り戒める。

（3）減給 1日以上6箇月以下の期間、給料の月額 $\frac{1}{10}$ 以下に相当する額を給与から減ずる。

（4）出勤停止 1日以上6箇月以下の期間、職務に従事させない。

なお、この期間において、いかなる給与も支給しない。

（5）懲戒解雇 第12条の規定にかかわらず予告期間を設けずに解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の30日分）を支給しない。

- 2 前項の処分は、口頭注意を除きその旨を記載した文書を当該職員に交付して行わなければならない。

（第38条から第42条省略）

## 第9章 補則

（その他）

第43条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 公益社団法人京のふるさと産品協会会計処理規程の一部改正について（新旧対照表）

現 行	改正案
<p>(第 1 条から第 3 9 条省略)</p> <p>第 6 章 固定資産 (固定資産の範囲)</p> <p>第 4 0 条 この規定において、固定資産とは次の各号をいい、特定資産及びその他固定資産に区別する。</p> <p>(1) 特定資産  <u>野菜等経営安定対策事業積立資産</u>  <u>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業積立資産</u>  <u>野菜計画生産出荷促進対策特別事業積立資産</u>  <u>豆類価格安定対策事業積立資産</u>  <u>退職給付積立資産</u>  <u>特別印刷積立資産</u></p> <p>(2) その他固定資産  <u>会費調整積立資産</u>  <u>備品</u>  <u>外部出資金</u></p> <p>2 その他固定資産に記載した有形固定資産は、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得価額が 1 0 万円以上の使用目的の資産をいう。</p> <p>(第 4 1 条から第 5 9 条省略)</p>	<p>(第 1 条から第 3 9 条省略)</p> <p>第 6 章 固定資産 (固定資産の範囲)</p> <p>第 4 0 条 この規定において、固定資産とは次の各号をいい、特定資産及びその他固定資産に区別する。</p> <p>(1) 特定資産  <u>理事会の承認に基づき特定の目的のために用途等に制約を課した資産をいう。</u></p> <p>(2) その他固定資産  <u>特定資産以外で 1 年以上にわたり使用又は運用される資産で、かつ取得価額が 1 0 万円以上の資産をいう。</u></p> <p>2 (削除)</p> <p>(第 4 1 条から第 5 9 条省略)</p> <p><u>附則</u>  <u>この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

# 公益社団法人京のふるさと産品協会会計処理規程(案)

(第1条から第39条省略)

## 第6章 固定資産

(固定資産の範囲)

第40条 この規定において、固定資産とは次の各号をいい、特定資産及びその他固定資産に区別する。

(1) 特定資産

理事会の承認に基づき特定の目的のために用途等に制約を課した資産

(2) その他固定資産

特定資産以外で1年以上にわたり使用又は運用される資産で、かつ、取得価格が10万円以上の資産

(第41条から第59条省略)

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 令和3年度第3回理事会報告事項

- 1 令和3年度法人運営に関する事項
- 2 令和3年度業務の実施状況
- 3 理事長（代表理事）・業務執行理事の業務執行状況報告
- 4 その他



## 報告事項 1 令和3年度法人運営に関する事項

### 1 登記関係

○役員の変更登記 令和3年6月29日

### 2 総会・理事会の開催状況

#### ◇ 総会

	開催年月日	主 な 内 容
定時総会	令和3. 6. 22	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年度事業報告及び収支決算について</li><li>令和3年度会費の賦課・徴収方法について</li><li>役員報酬規程の改正について</li><li>役員を選任について</li><li>報告事項 〔令和3年度事業計画及び収支予算、業務方法書の一部改正、その他(京のブランド戦略進行管理表について)〕</li></ul>

#### ◇ 理事会

	開催年月日	主 な 内 容
第1回理事会	令和3. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年度事業報告及び収支決算について</li><li>余裕金の預入先金融機関について</li><li>役員報酬規程の改正について</li><li>役員候補者について</li><li>ブランド認証審査会運営要領の改正について</li><li>第49回定時総会の開催について</li><li>報告事項（業務方法書の一部改正について）</li></ul>
第2回理事会	令和3. 6. 22	<ul style="list-style-type: none"><li>新役員の互選について</li></ul>

### 3 定期提出書類・変更届出等

- 令和2年度事業報告書等の届出 令和3年6月25日
- 役員変更の届出 令和3年6月25日
- 役員報酬規程変更の届出 令和3年7月 5日
- 令和4年度事業計画等の届出 令和4年3月31日(予定)

## 報告事項 2 令和3年度業務の実施状況

### ブランド推進事業

#### 1 ブランド認証事業

##### (1) ブランド認証の状況

ブランド認証品目：31品目（内加工品2）

ブランド指定産地：113産地（令和4年2月28日現在）

##### (2) ブランド認証審査会の開催状況

年月日	審査会名	審議内容
令和3年9月9日	幹事会（青果、豆・酒米）	ブランド産地新規指定・期間の更新について
9月27日	京野菜審査会	//
令和4年3月11日	合同幹事会（青果、豆・酒米、京の酒・京漬物）	ブランド産地指定期間の更新について
3月11日	幹事会（水産）	ブランド産地新規指定について
3月24日（予定）	京野菜審査会	ブランド産地指定期間の更新について
//	農林水産品審査会	ブランド産地新規指定について

#### 2 「ニューノーマルの生活様式」に対応したPR強化

(1) 高級量販店等販路開拓に向け、消費者ニーズに即したPR強化

##### ① 「簡単・早い・おいしい」レシピを作成、レシピカード・動画でPR

消費動向の変化に即し、消費者向けレシピを6品目作成 消費拡大に活用

- ・レシピカード：5品目（京みず菜、京壬生菜、京山科なす、九条ねぎ、伏見とうがらし）
- ・レシピ動画：1品目（聖護院かぶ）



聖護院かぶの消費者向けレシピを生産者が考案  
協会のPR動画にも出演



ほんまもん京野菜取扱店等でPR



カルパッチョ



麻婆かぶら



野菜あんかけ



生春巻き

②高級量販店等を販路開拓し、動画放映モニターを設置・顧客アピール

J A全農出荷計画に合わせ「簡単・早い・おいしい」レシピを店頭・SNS で発信

- ・店頭試食ができないため、店頭でレシピ配布・動画放映でPR  
協会HP・SNS・YouTubeでも情報発信
- ・店頭販促強化のため新たに京野菜グッズを作成・PR
- ・(株)ミツカンとJ A全農園芸課・協会コラボで、聖護院かぶ・聖護院だいこんレシピ作成、京都府内量販店30店舗でPR展開

料理レシピ動画



新宿高島屋京野菜フェア



販促グッズ(京野菜イラスト入りリコースター・マグネットクリップ)

(首都圏販促強化期間)

11月~12月、首都圏13店舗で計27回の販促促進PRを実施



ハヤシフルーツ渋谷本店



ハヤシフルーツ吉祥院店



九州屋町田店

<高級量販店等販路開拓に向け、消費者ニーズに即したPR強化 成果と課題>

- 新宿高島屋で「京野菜フェア」を試行したところ、全農京都からの多彩な品目配送と動画放映や生産現場の写真を掲示するなどで産地感を出すなど工夫したPRで好評
- 店舗と協働でPR手法をブラッシュアップし、首都圏他店舗に拡大展開することが必要



**(2) 若い世代の需要拡大に向け、オンライン料理教室などによりPR**

①首都圏の料理が好きな若年層をターゲットに、新たな京野菜ファン獲得のための料理教室・セミナーを実施

○京野菜お試し会（料理デモンストレーションと試食）

新たなPR手法試行：インフルエンサー（ABCブランドアンバサダー）がSNSで情報拡散

日程 9月3日～22日

会場等 ABCクッキングスタジオ 首都圏5スタジオ 延べ25回

（新宿高島屋タイムズスクエア、ルミネ池袋、丸の内、ルミネ立川、渋谷）

食材 万願寺甘とう

内容 『万願寺甘とうのプリン』料理デモ・試食  
産地動画放映

インフルエンサーがSNSで拡散

参加者 1,420名



○東京ガス料理教室

「旬の京野菜を味わうオンライン料理教室」

(第1回)

日程 11月13日

会場等 東京ガス・Studio +G Ginza (スタジオプラスジー ギンザ)

食材 九条ねぎ・京こかぶ

内容 九条ねぎの豚バラ巻き  
～柚子胡椒ドレッシング～  
京こかぶのポタージュ

参加者 24名



(第2回)

日程 12月4日

会場等 東京ガス・Studio +G Ginza

食材 えびいも・京丹波大黒本しめじ

内容 えびいも（こえびちゃん）の  
豆乳味噌グラタン  
京丹波大黒本しめじ炒めなます

参加者 20名



## ②あじわい館等で「オンライン料理教室」

### ○「次世代の京料理人に習う和食」

- 京都の老舗料亭・料理店の次世代を担う若手料理人（京都料理芽生会）を講師に京料理の基本を習う講座
- 旬の京野菜を各回提供（5回）
  - 7月26日 講師：天喜 石川輝宗氏  
賀茂なす、万願寺甘とう、九条ねぎ、京夏すきん
  - 8月5日 講師：山ばな平八茶屋 園部晋吾氏  
万願寺甘とう
  - 8月23日 講師：松正 小笹正義氏  
京壬生菜、京みず菜、万願寺甘とう、賀茂なす、京たんご梨
  - 12月20日 講師：草喰なかひがし 中東克之氏  
京こかぶ、金時にんじん、九条ねぎ
  - 2月24日 講師：乙文 木村一智氏  
花菜、九条ネギ、京たけのこ、京みず菜



### ○オンライン講演会

- 7月17日  
テーマ：「京野菜の魅力を探る！～見て、味わって、健康的に！」  
内 容：教材として「万願寺甘とう・賀茂なす」事前配送  
夏バテ予防のアレンジレシピ等を紹介  
講 師：食の語り部 松田 武子氏
- 2月17日  
テーマ：「知って味わう京の海の幸～美味しさと健康の両面から～」  
内 容：教材として京のプライドフィッシュ「京鯖さわら（切身）」「花菜・京みず菜」事前配送  
魚食と健康の話、アレンジレシピを紹介  
講 師：民野 摂子氏（管理栄養士・野菜ソムリエプロ）



### ○朝日カルチャーセンターのオンライン講座（協賛）

- 5月1日
- 京のおばんざいを作りましょう～京野菜がご自宅に届きます～
- 講師 さくらい じゅんこ氏（株式会社イラストレー代表取締役、野菜ソムリエ、食のプロデューサー）



### <若い世代の需要拡大に向け、オンライン料理教室などによりPR成果と課題>

- お試し会参加者アンケート：満足度（美味しいと感じた方）90.2%
- SNSと併用した実感型PRは好評 コストを勘案しながらの活用が必要  
オンラインのみの料理教室は参加しやすい反面、YouTubeとの競合等課題があり、  
魅力を増す工夫が必要
- 幅広い世代の需要拡大に向け、オンライン・対面型それぞれの良さを生かした料理教室、  
試食会など京都産の良さを実感してもらう取組を継続することが必要
- 消費者、特に若い世代の視点から、京野菜等の栄養・健康機能性・料理特性等新たな  
価値をSNS等で情報発信する消費者参加型PR方法の開拓が今後必要

### (3) 流通・料理店関係者に向け、オンラインで情報発信

流通・料理店関係者に向け、オンライン・対面両方で情報発信

- ・京野菜等のこだわりを伝えるため、料理店等から好評の「産地見学会」を、オンライン形式で、手づくりにより3回実施

(第1回)

日 程 7月27日

内 容

- ・「万願寺甘とう」綾部市  
出演：JA京都にのくに 赤堀さん
- ・併せて、京野菜の機能性・栄養面も紹介  
講師：野菜ソムリエ 民野摂子氏



(第2回)

日 程 10月26日

内 容

- ・「えびいも」京丹後市久美浜町  
出演：JA 京都 増馬えびいも部会長
- ・「堀川ごぼう」丹後町間人  
出演：JA 京都 野木堀川ごぼう部会長



(第3回)

日 程 1月20日

内 容

- ・「聖護院だいこん」久御山町  
出演：JA 京都 やましろ 松岡さん
- ・「聖護院かぶ」亀岡市篠町  
出演：JA 京都 木村さん



#### <流通・料理店関係者に向け、オンラインで情報発信成果と課題>

○コロナ禍のため、オンラインによる産地見学会試行

産地と青果バイヤー・料理人をつなぎ、交流することを目的に企画

アンケートでは「それぞれの品目の圃場を初めて見られて良かった」「次回も参加したい」「生産者のこだわり、苦労が伝わった」などの声

○協会手づくりのため、撮影・通信の技術面等懸念されたが、特産物育成協議会・JA・生産者との連携により、出荷の時期に合わせ3回実施

○YouTubeでも後日配信 地味な内容ながら200回を超える再生回数

○京野菜等のこだわりを産地から生で伝え、料理店等から好評なことから、より魅力ある企画・分かりやすい情報提供方法にブラッシュアップして継続PR

○「百聞は一見にしかず」の産地見学会の動画・写真等のコンテンツを、新たに流通関係者向け販売促進PRにも活用する手法を開発・試行することが必要



### 3 多様な媒体によりターゲット別に情報発信

(情報誌「元気印」、ホームページ・Facebook 等)

#### (1) 消費者・料理店・流通・生産者をつなぐ情報発信

京野菜等のこだわりなどの産地情報をホームページやSNS等も活用しながら、幅広い層に提供し、消費者・小売店・料理店・産地のつながりを強化

- ・情報誌「元気印」

産地、協会の情報を販売者・料理人・消費者につなげるため、旬の京野菜提供店・ほんまもん京野菜取扱店

- ・JA・生産部会等に送付



- ・「元気印ミニ」新刊

出荷時期に合わせ、旬の産地情報を届けるため新刊

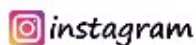
隔月5回発行



#### (2) SNS (instagram・Facebook・YouTube) 等で消費者等に情報提供

- ・京野菜の出荷情報やイベント情報、栽培情報、旬のレシピなどを発信

FB等延153回、YouTube11本発信(2/17現在)



#### (3) パンフレット等でPR

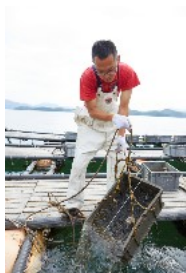
- ・「なるほどブランド産品」パンフレット作成



小中学生向け啓発資料作成  
学校・行政機関等に配付

- ・水産物パンフレット用画像撮影

新規パンフレット作成のため収穫時期に撮影 今年度は丹後とり貝



#### (4) 情報誌等にブランド京野菜広告

- 「京都和食100選」など6誌、WEBサイト「デジタル茶の湯マップ」に京のブランド産品広告掲載



- 「月刊京都」に2回特集記事を掲載

(8月号) 賀茂なす・京山科なす

(12月号) 聖護院だいこん・えびいも・聖護院かぶ・堀川ごぼう



- 「京都市営地下鉄ドアステッカー広告」

旬の京野菜提供店 P R



#### (4) マスコミ・各種団体への京野菜等の情報提供

- 京野菜等を取り上げたい新聞記事、TVクイズ番組等や子供向け教材などの取材に対応。

マスコミ等に京野菜の写真、データ等81件提供 (2/17 現在)

- NHK 京都「ニュース630 京いちにち 京の知恵袋」で

京のブランド産品紹介 (11月~毎月1回)

料理研究家 大原 千鶴 氏

九条ねぎ、金時にんじん、京丹波大黒本しめじ等レシピ



#### <多様な媒体で情報発信 成果と課題>

- 情報誌、SNS、マスコミなど多様な媒体でPR
- 媒体別にターゲットをより明確にし、産地と流通・消費者の間の情報をつなぐ広報・PRを強化
- 消費者、特に若い世代の視点から、京野菜等の栄養・健康機能性・料理特性等新たな価値をSNS等で情報発信する消費者参加型PR方法の開拓が今後必要 (再掲)



#### 4 京野菜マルシェでの京野菜のPR・販売促進

○京野菜マルシェでの京野菜のPR・販売促進

○関西圏の京野菜販売店において、夏・冬の2回、  
キャンペーン展開

[ 夏 ] 開催期間：8月12日～9月12日

参加店舗：京都生協、イオン、スーパー山田屋等  
40店

実施主体：京のふるさと産品協会

[ 冬 ] 開催期間：11月19日～12月19日

参加店舗：168店（販売店 82店、直売所 86店）

実施主体：おいしおすえ京野菜キャンペーン実行委員会

（府・京都市・JA中央会・JA全農京都・協会・青果協会・京都生協）



○店頭POPやマルシェキット、キャンペーン動画を提  
供し、京野菜特設コーナーの設置を支援

○京野菜の購入レシートで応募ができるプレゼントキ  
ャンプーンを実施し、消費者の購買意欲を喚起



##### <京野菜マルシェ 成果と課題>

○プレゼントキャンペーンの応募をLINE対応したところ応募者増加

○品目に合わせて魅力的なレシピを提案する等、事業効果をより高める取り組みが必要

#### 5 新型コロナウイルス感染症危機克服に向け「京の食」支援

○飲食業界・府内産農林水産物の危機克服のため、料理人・生産者（京の酒・京漬物・宇治茶・京菓子）連携・開発の「京の食」プレミアムフード（京の涼風膳・錦秋膳・雪見膳）の製造・販売をオール京都で支援



事業実施主体：

「京の食」プレミアムフードコンソーシアム

（構成：京都府・日本料理アカデミー・府茶協同組合  
・府漬物協同組合・府酒造組合連合会・  
京のふるさと産品協会）

販売実績：約3万食 約6億円（2月現在）

## 6 料理専門学校・学会等でのオンライン講義・PR活動等

○専門学校・大学等で学び・研究する学生・教官等へブランド産品をPR

### ①和食文化学会 オンライン パネルディスカッション

日 程：9月5日

内 容：『コロナ禍！飲食現場の今とこれからを考える』  
「京の涼風膳」PR

パネリスト：日本料理アカデミー 理事長 村田 吉弘  
京都府酒造組合連合会 会長 山本 源兵衛  
京都府漬物協同組合 理事長 森 義治  
進 行 京のふるさと産品協会 理事長 小田 一彦  
参加者：80名



### ②京都調理師専門学校特別講義

日 程：9月6日

内 容：京野菜のブランド化への挑戦と歴史  
参加者：約50名（録画撮り講義をYouTubeで料理人等  
社会人学び直し学生に配信）

日 程：9月29日

内 容：京野菜の美味しさ

参加者：約100名（録画撮り講義をYouTubeで学生に配信）



### ③オンライン日本酒フェア2021で「京の酒」PR

日 程：10月17日

会場等：YouTube Live 配信

内 容：府酒造連山本会長・協会小田理事長が「京の食文化」  
と「京の酒」の魅力を全国にPR  
コロナ禍での新たな取組（「京の錦秋膳」オンライ  
ン販売）も紹介

参加者：約2,000名



### <料理専門学校・学会等でのオンライン講義・PR活動等 成果と課題>

○料理学校講義では「京やましろえびいも王国プロジェクト」と連携し、えびいもPR（学生レストラン料理食材、教材食材等に活用）、学校サイドからも好評

○学会等で、各団体連携し、料理店等を支援する「京の涼風膳・錦秋膳」の取組と京の酒・京漬物等京のブランド産品をPR

○若い料理人・学生・研究者等料理に関心のある若年層へのPRは意義が大きく、学校・学会等との連携を深めながら継続実施することが必要

## 7 ほんまもん京野菜取扱店、旬の京野菜提供店と「京のおもてなし企画」

### (1) 「ほんまもん京野菜取扱店」の新規認定等

○京のブランド産品はじめ京都府内産野菜を積極的に取り扱う店舗を「ほんまもん京野菜取扱店」として協会が認定



イオンスタイル西陣小町（新規認定）



イオン久御山店（新規認定）

#### <旬の京野菜取扱店 成果と課題>

○現在の認定店数は48店（近畿圏24、首都圏24）

＊新規認定2店、テナント変更による継続認定1店、認定取消3店（全て近畿）

○卸等と連携による新規店舗の開拓、店のニーズに即したPR強化が必要

### (2) 旬の京野菜提供店（京都エリア）」新規認定

○京野菜PRと消費拡大のため「いつでも、京野菜が食べられるお店」を協会が認定

○コロナ禍のなか、京野菜で特色を出したいと申請の京都府内12店を新規認定



#### <認定式>

日程：10月18日

場所：京都府公館

内容：認定楯交付（西脇京都府知事）

#### <旬の京野菜提供店 成果と課題>

○現在の認定店数263店（京都府内192店、首都圏71店）

＊閉店等を確認した15店認定取消（京都エリア12 東京エリア3）

○旬の京野菜提供店等との連携を強化し、京野菜等の優れた栄養面や料理特性など



新たな切り口で京野菜の魅力を消費者にPRすることが必要

### （３）京のおもてなし企画

- 京野菜をはじめとする府内産農林畜水産物の消費拡大を図るため、「京のおもてなし協議会」（構成団体：京都府、JA京都中央会、JA全農京都、京のふるさと産品協会）の枠組みで、料理店等と連携して様々な取組を企画・推進
- 「省エネ家電買替えキャンペーン」（京都府主催）に参加し、府内消費者に向け、「府内のおいしい特産品セット」発送、「京の食材が食べられる商品券」発行により、府内産農林畜水産物をPR
- 「京のおもてなし企画 ー2022早春ー」キャンペーンを46店と連携実施



#### <京のおもてなし企画 成果と課題>

- 府内産食材を使った特色ある料理店と連携し、府内産農林畜水産物をPR
- 参加料理店の増加に向け、京都府・JAグループ京都一体となった取組を継続

## 8 「京の食材マーケット開拓員」が首都圏の販路開拓サポート

- 「京の食材マーケット開拓員」を設置し、京野菜をはじめとする府内産農林水産物及びその加工品について、首都圏での料飲店や業務向けの新たな需要開拓を推進。
- 主な活動内容
  - ・東一等首都圏卸等とのパイプ役
  - ・首都圏販路開拓先（高級量販店）情報収集・提供
  - ・協会等が行う首都圏でのPR活動サポート
  - ・ほんまもん京野菜取扱店との情報交換

#### <「京の食材マーケット開拓員」が首都圏の販路開拓サポート 成果と課題>

- 定期的なオンライン打合せにより、卸、全農と調整しながら、高級量販店等への販路開拓をサポート
- 今後、コロナの状況のもと、高級量販店をターゲットに、首都圏卸等との調整、高級量販店の販路開拓サポートに重点を置いた活動を計画

## 9 市場検品調査でブランド京野菜の品質確認

○市場流通しているブランド京野菜の品質確認のため、京都市中央卸売市場第一市場で検品調査を実施。

○JA全農園芸課と連携して、毎週2回実施。

<実施期間> 通年実施

<回数> 73回（うち産品協会39回）※2/17 現在 8/20～9/30 緊急事態宣言により自粛



早朝、セリ前に調査



セリ価格を聞き取り



品質チェック

### 市場検品調査でブランド京野菜の品質確認 成果・課題>

○ブランド京野菜を中心に、規格・品質の問題点等を各産地にフィードバック。

市況や市場関係者から聞き取ったリアルタイムの情報を、関係機関に提供

○今後も、京都府特産物育成協議会等の関係機関、特に産地育成推進指導員と情報共有を図り、産地の品質向上に向け継続実施

## 農産物価格安定対策事業

### 1 野菜等経営安定対策事業

- 令和3年度の補給交付金交付額は、春～夏にかけて全体的に若干の単価安となり、主に春～夏の葉菜類と夏～秋の果菜類での単価安が目立った。
- 花きについては、令和3年度は1産地のみが保証対象産地となり、交付金交付額は昨年比べて増加した。
- 今季も暖冬の影響で秋冬作の野菜の生育が早まり供給量が増えたが、飲食店・首都圏出荷等の需要の伸び悩みから品目によっては大幅な単価安が予想される。

対象品目数	対象産地数 (加入産地数)	交付予約数量 (トン・千本)	交付準備額 (千円)	補給交付額 (千円)
野菜 12	野菜 28	野菜 1,000	105,844	8,855
花き 1	花き 3	花き 710	5,130	141
(計 13)	(計 31)		110,974	8,996
				事業完了率 67%

### 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

- 春先は天候が順調で生育良好であったため、特にキャベツの供給量が過多となり単価下落し交付額が大幅に増加した。
- 果菜類については、夏の順調な天候の影響により生育良好であったため、昨年度よりも出荷量が増加し単価安傾向となった。
- 秋以降においても、昨年度より出荷量が減少傾向であったものの単価安が続き、全体的に交付額が増加した。

対象品目数	対象産地数 (加入産地数)	交付予約数量 (トン)	交付準備額 (千円)	補給交付額 (千円)
3	4	970	20,100	8,731 事業完了率 100%

### 3 野菜計画生産出荷促進対策特別事業

出荷数量が補給交付金の交付要件に満たなかったため交付なし。（昨年度と同様）

対象品目数	対象産地数 (加入産地数)	交付予約数量 (トン)	交付準備額 (千円)	補給交付額 (千円)
2	4	1,075	24,325	0 事業完了率 100%

### 4 豆類価格安定対策事業

高齢化などを理由に一時的に事業を中止する産地が数産地あるものの、多くは現状維持。補給交付金については現在集計中。

対象品目	対象産地数 (加入産地数)	交付予約数量 (トン)	交付準備額 (千円)	補給交付額 (千円)
黒大豆	4	100	41,140	0
小豆	10	68	29,580	0
				事業完了率 14%

### 5 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業（指定野菜価格安定対策事業）

（独）農畜産業振興機構が指定野菜価格安定対策資金を造成する場合において、生産者補給交付金として交付することを条件として、京都府負担額を協会を通じて機構に納付した。

### 6 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

令和3年度は事業実施主体1団体（京都農業協同組合）の2事業計画の事務支援を実施した。

## 参考：主な行事

月 日	行 事 等	場 所
4月		
8日	全農京都園芸課打合せ	協会事務室内
9日	京のブランド産品（水産物）検査計画協議	京都府水産会館（舞鶴市）
12日	京都府酒造組合連合会打合せ 新任者職場研修（13,21,28）	府酒造組合連合会 協会事務室内
16日	JA 京都やましろ事業打合せ 首都圏提供店等巡回	JA やましろ 都内
17日	首都圏卸等打合せ	東一ほか
19日	JA 京都にのくに 事業打合せ	JA にのくに
20日	京の食材マーケット開拓員打合せ（オンライン） 日経新聞取材対応 旬の京野菜提供店申請店現地調査（21,22,23,27,28）	協会事務室内 〃 京都市内
21日	デジタルきらら打合せ	協会事務室内
23日	JA 京都 事業打合せ	JA 京都丹後営農センター
26日	JA 京都中央 事業打合せ	JA 京都中央
27日	特産協事務局会議（オンライン） JA 京都 事業打合せ	協会事務室内 JA 京都本店
28日	府補正予算説明	協会事務室内
5月		
6	府内京野菜マルシェ打ち合わせ	事務室内
〃	おいしおすえ京野菜キャンペーン実行委員会監査 旬の京野菜提供店持ち回り審査（10,11,13,17,18,20,28）	〃 京都市内
10	JA全農京都園芸課打合せ	全農園芸課事務所
17	月刊京都打合せ	事務室内
19	京のおもてなし協議会総会	京都JAビル
〃	丹後とり貝「こだわり検査」	舞鶴市内
〃	JA京都にのくに、JA京都打合せ	各本店
21	「京の米で京の酒を」推進会議	府酒造組合連合会
25	あじわい館打合せ	事務室内
28	サン・ベジフル打合せ（オンライン） 府打合せ	〃 府庁
6月		
1	元気印ミニ取材（万願寺甘とう）	綾部市内
4	理事会	京都JAビル会議室
7	新宿高島屋バイヤーオンライン打合せ	全農園芸課
8	東京ガス料理教室オンライン会議	事務所内
10	ABC Cooking Studio 打合せ	府庁
11	府酒造連会長打合せ	京都市内
〃	森の京都DMO打合せ	事務所内
14	園芸関係機関連絡調整会議（オンライン）	〃
15	ブランド水産物オンライン打合せ	〃
〃	イベント設営業者打合せ	京都市内
18	京乙普及センター意見交換	〃
21	金時にんじんに関する打ち合わせ	全農園芸課
〃	ブランド水産物撮影	舞鶴市内



月 日	行 事 等	場 所
6月		
22	定時総会	京都JAビル会議室
23	オンライン産地見学会生産者打合せ	綾部市内
〃	協会事業説明回り	JAにのくに・京都
24	京都大学調査対応	事務所内
〃	特産協事務局会議	京都JAビル会議室
〃	東京ガス料理教室オンライン会議	事務所内
25	「元気印ミニ」創刊	
〃	オンライン産地見学会講師打合せ	事務所内
28	JA京都賀茂なす出荷会議	亀岡市内
29	こだわり生産認証検査立会（京丹波大黒本しめじ）	京丹波町内
7月		
1	東一打合せ	東京都大田市場
2～3	新宿高島屋京野菜フェア	高島屋新宿店
6	イズミヤバイヤー打合せ	京都市中央卸売市場
7	京の涼風膳プロモーション	都内（H椿山荘）
〃	高島屋新宿店バイヤー打合せ	オンライン
8	園芸関係機関連絡調整会議	府庁
〃	特産協幹事会	〃
9	きょうと食育ネットワーク総会	オンライン
〃	京夏ずきん出荷会議	府農林センター
10～11	京野菜マルシェ（イオンー地元産フェア）	イオン府内各店
	京の酒こだわり検査（13,15,16,20）	府内各酒造会社
14	府農林水産技術センター育種専門部会（トウガラシ等の部）	府農技センター
15	旬の京野菜ポスター撮影立会	府内
26	京都府特産物育成協議会	京都JAビル
〃	京都府農林水産フェスティバル監事監査	
27	オンライン産地見学会	オンライン
29	価格安定対策事業電算システムに係る打合せ	府農協電算センター
	量販店店頭PRモニター入れ替え・PR	イズミヤほか
8月		
2	「京たけのこ」検討会議	京都JAビル
	京都大学学生調査対応	オンライン
	京野菜マルシェ打合せ	京印
3	慶応大学グレッグ先生調査対応	事務所
	旬の京野菜提供店取材	京都市内
4	10月開催の産地見学会打合せ	JA京都丹後統括センター
5	聖護院大根出荷組合総会	JAやましろ久御山支店
10	京都府酒造連会長打合せ	京都市内
	九州屋（首都圏）打合せ	事務所
18	観光情報誌打合せ	オンライン
23	京の食材マーケット開拓員打合せ（オンライン）	〃
	京野菜マルシェ打ち合わせ	事務所
25	紫ずきん出荷会議（産地）	オンライン
26	紫ずきん出荷会議（流通業者）	〃

月 日	行 事 等	場 所
8月 27 30	「知財総合支援窓口運営業務」連携会議 大谷大学学生調査対応  京の酒こだわり検査（3、19、24）	オンライン 〃
9月 1 3 5 6 7 9 16 21 22 27 28 29 30	京の食材マーケット開拓員打合せ（首都圏京野菜取扱拡大） 九州屋（首都圏）打合せ（九州屋・東一・全農園芸課） 京の涼風膳オンラインPR（和食文化学会&コンソーシアム共催企画） 京都調理師専門学校特別講義出講（録画撮り） 園芸関係機関連絡調整会議 九州屋品目提案打合せ（全農園芸課） ブランド認証審査会 幹事会打ち合わせ ブランド認証審査会 幹事会 価格安定対策事業・京都市打合せ パルスプラザ打合せ 新宿高島屋バイヤー打合せ 京の食材マーケット開拓員打合せ ブランド認証審査会会長打合せ ブランド認証審査会（京野菜審査会） 公益法人セミナー 京都調理師専門学校特別講義出講（録画撮り） 日本酒オンラインフェア（リハーサル） 首都圏「京野菜フェア」取組店検討（東一・全農園芸課）  京野菜マルシェ（京都）（8/12～9/12） 首都圏旬の京野菜料理セミナー「お試し会」（9/3～9/25） 京漬物こだわり生産検査（15、22）	オンライン 〃 府庁 市内（右京区） オンライン 〃 〃 〃 事務所内 市内（伏見区） オンライン 〃 事務所内 オンライン 大阪市（西区） 市内（右京区） 市内（伏見区） オンライン  府内量販店40店舗 首都圏料理教室5カ所
10月 1 2 5 6 7 8 14 14～ 16 17 18 19 20 21	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除 京都「朝食ラブ®」（あさくらぶ）キックオフイベント 京の食材マーケット開拓員定期オンライン打合せ 元気印ミニ取材（えびいも） 京の食材マーケット開拓員オンライン打合せ 京野菜マルシェ打合せ 園芸関係機関連絡調整会議 おいしおすえ実行委員会打ち合わせ 量販店現地調査 首都圏ほんまもん京野菜取扱店・東一等打合せ  日本酒オンラインフェア 旬の京野菜提供店認定式 佛教大学学生調査対応 京野菜レシピ集企画打合せ 京都府東京事務所打合せ ポスター撮影立会 オンライン産地見学会事前打ち合わせ	イオン京都桂川 事務所内 京田辺市 事務所内 〃 府庁 京果 市内（伏見区） 都内  伏見酒造組合 京都府公館 事務所内 〃 オンライン 向日市内 京丹後市内

月 日	行 事 等	場 所
10月		
26	オンライン産地見学会	京丹後市内
27	中丹えびいも講習会	オンライン
	聖護院だいこんJA打合せ	JA京都
28	東京ガス料理教室リハーサル	オンライン
	ABC Cooking Studio 打合せ	〃
11月		
1	インボイス制度講習会	市内（中京区）
	公認会計士打合せ	〃（〃）
	旬の京野菜レシピ打合せ	〃（〃）
	協会業務中間まとめ意見交換	〃（伏見区）
2	全農園芸課打合せ	オンライン
4	京の食材マーケット開拓員定例打合せ	〃
	イオン・さとう各バイヤー打ち合わせ	京印、福知山市内
	京都市営地下鉄広告打合せ	事務所内
5	産地動画撮影打合せ	JA京都本店
	オンライン産地見学会打合せ	JAやましろ本店ほか
	来年度予算打合せ	事務所内
9	特別講義	農業大学校
	「祝」こだわり検査	亀岡・南丹地域
10	元気印やまのいも産地取材	JA京都宮津管内
	「祝」こだわり検査	丹後・中丹地域
11	京都調理師専門学校打合せ	市内（右京区）
	協会業務中間まとめ意見交換	府庁
13	旬の京野菜を味わうオンライン料理教室	オンライン
16	聖護院だいこん出荷会議	JAやましろ久御山支店
	園芸関係機関連絡調整会議	府庁
17	「祝」こだわり検査	事務所内
	協会業務情報交換	JAやましろ本店
	日本大学学生調査対応	事務所内
18	京都マルシェ全農打合せ	京都JAビル内
	理事との情報交換	JA京都やましろ
19	JA京都市秋季農産物品評会	平安神宮
	聖護院かぶ産地撮影	亀岡市内
	元気印やまのいも取材	JA京都亀岡川東支店
22	レシピ動画撮影立会	あじわい館
	全農京都・ミツカンコラボレシピ試食会	ミツカン大阪支店
	電子帳簿保存法セミナー	オンライン
24	聖護院かぶ動画産地撮影	亀岡市内
	バイヤー等打合せ	京印
	京大院生調査対応	事務所内
25	旬の京野菜レシピ撮影	市内（中京区）
26	府育成中の赤とうがらしの形状確認と意見交換	中央卸売市場
	京野菜マルシェ業務	府内関係店舗
	「祝」こだわり検査	事務所内
30	京都府公益法人立入検査	京都JAビル内
	JAにのくに広報誌新年座談会対応	JAにのくに本店
	京こかぶ品種比較検討会	京都府農林センター

月 日	行 事 等	場 所
12月		
1	京たけのこ検討会（第2回）	京都 J Aビル
2	京のブランド産品冬ポスター撮影	向日市内
2~4	首都圏京野菜取扱強化打合せ	東京都内
3	丹波大納言パンフ制作全農打合せ	京都 J Aビル
4	東京ガス・旬の京野菜を味わうオンライン料理教室	オンライン
7	紫ずきん反省会	京都 J Aビル
	丹後水産物ブランド推進協議会（とり貝部会）	舞鶴市（府水産会館）
8	万願寺甘とう部会協議会役員会	J Aにのくに本店
10	紫ずきん反省会	府農林センター
14	京野菜レシピデザイン打合せ	京都市内
15	全農京都園芸課打合せ	市中央卸売市場
16	ブランド規格打ち合わせ	府森林組合連合会
17	園芸関係機関連絡調整会議	府庁
	特産協事務局産地指導員合同会議	京都 J Aビル
	サンベジフル新宿高島屋打合せ	オンライン
20	J A京都市打合せ	J A京都市本店
21	来年度予算府打合せ	事務所内
	理事との情報交換	京果
23	賀茂なす研修会	J A京都亀岡中部支店
	京こかぶ品種比較検討会	府農林センター
1月		
5	京都市中央卸売市場初市式	京都市中央卸売市場
7	産地見学会打合せ（聖護院かぶ）	亀岡市篠
11	広告事業打合せ：あまから手帖	事務所内
12	花菜目合わせ会	JA 京都中央乙訓支店
13	京の食材マーケット開拓員打合せ	オンライン会議
	インボイス制度講習会受講	京都市内
14	レシピデザイン打合せ	〃
	来年度事業打合せ	府庁
17	産地見学会打合せ（聖護院だいこん）	久御山町
	公益法人会計セミナー受講（17～18）	大阪市内
18	元気印ミニ取材（花菜）	JA 京都中央乙訓支店
20	オンライン産地見学会	久御山町・亀岡市
21	顧問会計士打合せ	事務所内
25	全農園芸課打ち合わせ	京都市中央卸売市場
	京の食材マーケット開拓員打合せ	オンライン会議
28	ABC Cooking Studio 打合せ	京都市内
2月		
1	園芸関係機関連絡調整会議	オンライン
2	大規模契約栽培産地育成強化推進事業説明会	〃
3	府来年度予算説明会	府庁
8	2022年度販促計画打合せ	全農園芸課事務所
	首都圏定期ミーティング	〃
	公益法人セミナー参加	大阪市内
15	府との来年度予算協議	事務所内

月 日	行 事 等	場 所
2月		
17	京の食文化の語り部オンライン講演会 知財総合支援窓口関係機関連携会議	あじわい館 京都市内 (キャンパスプラザ)
21	オンライン産地見学会首都圏打合せ	オンライン
22	首都圏定期ミーティング	〃
24	あじわい館料理教室	あじわい館

市場検品調査：J A全農園芸課と連携し毎週2回実施